

令和3年（あ）第424号 道路交通法違反被告事件

令和3年6月28日 第二小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人佐々木健の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない（なお、原審の判決書には裁判長裁判官の押印がなく、これは刑訴規則55条に違反するが、同判決書には同裁判官の署名及び他の裁判官2名の署名押印があり、同判決書は原判決をした裁判官3名により作成されたものと認めることができるから、原判決の上記法令違反は判決に影響を及ぼすものとは認められない。）。

よって、刑訴法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 菅野博之 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)